



土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
第1編	共通編	第1編	共通編	
第1章	総則	第1章	総則	
第1節	総則	第1節	総則	
1-1-1-19	建設副産物	1-1-1-19	建設副産物	
7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入 または 搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、 建設発生土 を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	標記統一・誤字修正
1-1-1-26	施工管理	1-1-1-26	施工管理	
	図1-1-2 表示板の例  図1-1-2 表示板の例	図1-1-2 標示板の例  図1-1-2 標示板の例	参考図差し替え	
		12. 不具合等発生時の措置	受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。	条文の追加
1-1-1-29	工事中の安全確保	1-1-1-29	工事中の安全確保	
1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省 総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定ともなう
1-1-1-33	環境対策	1-1-1-33	環境対策	
	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸法令の改定ともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等という。）の使用を積極的に推進するものとする。	9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等という。）の使用を積極的に推進するものとする。	諸法令の改定にともなう
1-1-1-35	交通安全管理	1-1-1-35	交通安全管理	
4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省 令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省 道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省 道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省 道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう
14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1-1-1-37	諸法令の遵守	1-1-1-37	諸法令の遵守	
	(2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	(2)	建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）	諸法令の改定にともなう
	(8) 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）	(8)	雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう
	(10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	(10)	健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう
	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	諸法令の改定にともなう
	(14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）	(14)	道路法（令和3年3月改正 法律第9号）	諸法令の改定にともなう
	(17) 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）	(17)	道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう
	(20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	(20)	河川法（令和3年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう
	(23) 港則法（平成29年6月改正 法律第55号）	(23)	港則法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう
	(25) 下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	(25)	下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう
	(26) 航空法（令和2年6月改正 法律第61号）	(26)	航空法（令和3年6月改正 法律第65号）	諸法令の改定にともなう
	(30) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	(30)	環境基本法（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう
	(38) 文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）	(38)	文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）	諸法令の改定にともなう
	(41) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	(41)	消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう
	(43) 建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）	(43)	建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう
	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう
	(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	(48)	海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう
	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号）	諸法令の改定にともなう
	(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	(51)	船員法（令和3年6月改正 法律第75号）	諸法令の改定にともなう
	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	(53)	船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）	諸法令の改定にともなう
	(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	(55)	自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）	諸法令の改定にともなう
	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう
	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう
	(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	(60)	漁業法（令和3年5月改正 法律第47号）	諸法令の改定にともなう
	(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	(63)	厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう
	(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	(64)	航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由																																		
(68)	所得税法 (令和2年3月改正 法律第8号)	(68)	所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう																																		
(70)	船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)	(70)	船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定にともなう																																		
(71)	著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)	(71)	著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)	諸法令の改定にともなう																																		
(72)	電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)	(72)	電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)	諸法令の改定にともなう																																		
(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定にともなう																																		
(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう																																		
1-1-1-44	特許権等	1-1-1-44	特許権等																																			
3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	諸法令の改定にともなう																																		
第2章	土工	第2章	土工																																			
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工																																			
1-2-3-3	盛土工	1-2-3-3	盛土工																																			
4. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。	4. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。 なお、その他箇所の場合も小型締固め機械を用いた場合は同様に締め固めることとする。	小型締固め機械使用時の留意点追記																																		
第4節	道路土工	第4節	道路土工																																			
1-2-4-1	一般事項	1-2-4-1	一般事項																																			
	表1-2-3 伐開除根作業 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <caption>表1-2-3 伐開除根作業</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・さき類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土工1mを越える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td>根元で切り取る</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土工1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> <td>〃</td> <td>抜根除去</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別				雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木	盛土工1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土工1m以下の場合	根からすきとる	〃	抜根除去	〃	表1-2-3 伐開除根作業 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <caption>表1-2-3 伐開除根作業</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・さき類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土工1mを越える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2" style="border: 2px solid red;">除去</td> <td rowspan="2" style="border: 2px solid red;">抜根除去</td> <td rowspan="2" style="border: 2px solid red;">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土工1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別				雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木	盛土工1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土工1m以下の場合	根からすきとる	道路土工盛土工指針 5-2基礎地盤の処理との整合
区 分	種 別																																					
	雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木																																		
盛土工1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左																																		
盛土工1m以下の場合	根からすきとる	〃	抜根除去	〃																																		
区 分	種 別																																					
	雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木																																		
盛土工1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左																																		
盛土工1m以下の場合	根からすきとる																																					
1-2-4-3	路体盛土工	1-2-4-3	路体盛土工																																			
9. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。	9. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。 なお、その他箇所の場合も小型締固め機械を用いた場合は同様に締め固めることとする。現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。	小型締固め機械使用時の留意点追記																																		
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	第3章	無筋・鉄筋コンクリート																																			
第4節	現場練りコンクリート	第4節	現場練りコンクリート																																			
1-3-4-4	材料の計量及び練混ぜ	1-3-4-4	材料の計量及び練混ぜ																																			
(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS名称変更にとりあう																																		
第5節	運搬・打設	第5節	運搬・打設																																			
1-3-5-5	締固め	1-3-5-5	締固め																																			
		4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法 (使用器具や施工方法) を施工前に施工計画書に記載しなければならない。	条文の追加																																		

土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
第2編	材料編	第2編	材料編	
第2章	土木工事材料	第2章	土木工事材料	
第8節	瀝青材料	第8節	瀝青材料	
2-2-8-3	再生用添加剤	2-2-8-3	再生用添加剤	
	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改定にともなう
第12節	道路標識及び区画線	第12節	道路標識及び区画線	
2-2-12-1	道路標識	2-2-12-1	道路標識	
	JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）		JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯）	JIS名称変更にとともなう
第13節	その他	第13節	その他	
2-2-13-2	合成樹脂製品	2-2-13-2	合成樹脂製品	
	JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）		JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）	JIS名称変更にとともなう
第3編	土木工事共通編	第3編	土木工事共通編	
第1章	一般施工	第1章	一般施工	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にとともなう
	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）	諸基準類の改定にとともなう
	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	諸基準類の改定にとともなう
3-1-3-2	材料	3-1-3-2	材料	
	(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。		(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする	諸基準類の改定にとともなう
	① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所		① 凍結防止材を散布する区間	諸基準類の改定にとともなう
	② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所		② 交通量が非常に多い期間	諸基準類の改定にとともなう
	③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合		③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）	諸基準類の改定にとともなう
			④ 温泉地帯など	諸基準類の改定にとともなう
			⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	諸基準類の改定にとともなう
	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m ² （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。		(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく（HDZT49）の49μm（膜厚）以上としなければならない。	諸基準類の改定にとともなう
	(3) ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。		(3) ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。	諸基準類の改定にとともなう
	① 受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。		① 受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	諸基準類の改定にとともなう
	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/m ² （片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。		受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT49）の49μm（膜厚）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	諸基準類の改定にとともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
3-1-3-3	作業土工 (床堀り・埋戻し)	3-1-3-3	作業土工 (床堀り・埋戻し)	
9. 狭隘箇所等の埋戻し	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し、仕上がり厚を20cm以下で均一になるように仕上げなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	9. 狭隘箇所等の埋戻し	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し、仕上がり厚を20cm以下で均一になるように仕上げなければならない。なお、 その他箇所の場合も小型締固め機械を用いた場合は同様に締め固めることとする 。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	小型締固め機械使用時の留意点追記
3-1-3-6	小型標識工	3-1-3-6	小型標識工	
15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合は、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合は、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) 63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (HDZT49) 49μm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3-1-3-7	防止柵工	3-1-3-7	防止柵工	
3. 亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m ² (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。	3. 亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT49) の49μm (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3-1-3-15	PCホロースラブ製作工	3-1-3-15	PCホロースラブ製作工	
1. 円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	1. 円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、 その内容を施工計画書に記載し 、設置しなければならない。	施工計画書に記載することを規定
3-1-3-25	銘板工	3-1-3-25	銘板工	
3. 橋歴板記載事項	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の 製作 年月を記入しなければならない。	3. 橋歴板記載事項	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の 完了 年月を記入しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の変更
第4節	基礎工	第4節	基礎工	
3-1-4-4	既製杭工	3-1-4-4	既製杭工	
(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい施工標準) の規格によらなければならない。	(1)	杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくい施工標準) の規格によらなければならない。	JIS名称変更にとともなう
(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい施工標準) の規定による。	(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (既製コンクリートくい施工標準) の規定による。	JIS名称変更にとともなう
(3)	受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい施工標準) の規定による。	(3)	受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (既製コンクリートくい施工標準) の規定による。	JIS名称変更にとともなう
14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい施工標準) 7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既製コンクリートくい施工標準) 7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	JIS名称変更にとともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
第6節	一般舗装工	第6節	一般舗装工	
3-1-6-6	橋面防水工	3-1-6-6	橋面防水工	
4. 橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4. 橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	施工上の留意点について規定
第7節	地盤改良工	第7節	地盤改良工	
3-1-7-5	パイルネット工	3-1-7-5	パイルネット工	
	① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。		① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	JIS名称変更にもなう
	② 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。		② 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	JIS名称変更にもなう
	③ 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。		③ 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	JIS名称変更にもなう
第10節	仮設工	第10節	仮設工	
3-1-10-16	パイルネット工	3-1-10-16	パイルネット工	
9. 集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	9. 集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	諸基準類の改定にもなう
10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	諸基準類の改定にもなう
第12節	工場製作工（共通）	第12節	工場製作工（共通）	
3-1-12-7	パイルネット工	3-1-12-7	パイルネット工	
	② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m ² （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。		② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ177）の77 μ m（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく（HDZ149）の49 μ m（膜厚）以上としなければならない。	諸基準類の改定にもなう
第9編	道路編	第9編	道路編	
第2章	舗装	第2章	舗装	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にもなう
			日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック（令和3年3月）	基準類の追加
			日本道路協会 舗装種別選定の手引き（令和3年12月）	基準類の追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
第8節	防護柵工	第8節	防護柵工	
9-2-8-1	一般事項	9-2-8-1	一般事項	
3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」(日本道路協会、平成28年12月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 4-1. 施工」(日本道路協会、令和3年3月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
第4章	鋼橋上部	第4章	鋼橋上部	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(昭和55年8月)		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう
	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧(令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう
	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集(平成3年7月)			諸基準類の改定にともなう
	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針(平成14年3月)		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧(令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう
			日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧(昭和45年4月)	諸基準類の追加
			日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説(昭和59年4月)	諸基準類の追加
			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年10月)	諸基準類の追加
第5章	コンクリート橋上部	第5章	コンクリート橋上部	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
			日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧(昭和45年4月)	諸基準類の追加
			日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説(昭和59年4月)	諸基準類の追加
			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年10月)	諸基準類の追加
第6章	トンネル(NATM)	第6章	トンネル(NATM)	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(平成24年3月)		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(令和3年4月)	諸基準類の改定にともなう
第7章	コンクリートシェッド	第7章	コンクリートシェッド	
第3節	プレキャストシェッド下部工	第3節	プレキャストシェッド下部工	
9-7-3-6	受台工	9-7-3-6	受台工	
3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。	工種間の整合
	なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。	工種間の整合
第8章	鋼製シェッド	第8章	鋼製シェッド	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(昭和55年9月)		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう
	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集(平成3年7月)			諸基準類の改定にともなう
	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(平成24年4月)		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(令和3年10月)	諸基準類の改定にともなう
第5節	鋼製シェッド下部工	第5節	鋼製シェッド下部工	
9-8-5-6	受台工	9-8-5-6	受台工	
4. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	4. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。	工種間の整合
			なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。	工種間の整合

土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
第10章	地下駐車場	第10章	地下駐車場	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)		日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう
第10編	下水道編	第10編	下水道編	
第1章	下水道	第1章	下水道	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説		(削除)	下水道土木工事必携(案)の改訂による修正
第3節	管きょ工(開削)	第3節	管きょ工(開削)	
1-3-3	管布設工	1-3-3	管布設工	
	3 受注者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する措置(冷暗な場所に保管する等)をとらなければならない。	3	受注者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する措置(冷暗な場所に保管する等)をとらなければならない。 なお、接着剤の取り扱いに当たっては、消防法等関連法令を遵守しなければならない。	下水道土木工事必携(案)の改訂による修正
	8. (4) 滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等を用いてはならない。		滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等は ゴム輪を劣化させるので使用してはならない。	下水道土木工事必携(案)の改訂による修正
第6節	管きょ工更生工	第6節	管きょ工更生工	
1-6-3	換気工	1-6-3	換気工	
	受注者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏等防止規則」(昭和47年労働省令第42号)に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。		受注者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏等防止規則」(昭和47年労働省令第42号)に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。 またスチレンガスが発生される工法の場合は、スチレンガス対策を講じ、安全施工に努めなければならない。	下水道土木工事必携(案)の改訂による修正
第11編	公園緑地編	第11編	公園緑地編	
第1章	基盤整備	第1章	基盤整備	
第10節	公園施設等撤去・移設工	第10節	公園施設等撤去・移設工	
1-10-4	伐採工	1-10-4	樹木伐採・伐根工	
	1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採 及び 枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。 3. 受注者は、抜根の施工については、 主要な 根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。		1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採、枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。 3. 受注者は、 高木伐根、中低木 抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。	土木工事共通仕様書(国土交通省)の改定による修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
		1-10-5	工事支障木対策工 1. 受注者は、枝降ろしの施工については、樹木の性状や生育状況、周辺状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行い、切除する位置や角度、順序に特に注意しなければならない。 2. 支障枝剪定の施工については、以下の各号の規定による。 (1) 園路、広場や車道の通行等に支障をおよぼす枝、隣接地へ侵入している越境枝、架線、照明施設への障害枝等を剪定する。 (2) 健全枝、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講じなければならない。 (3) 支障枝の除去にあたっては、監督職員と協議のうえで、樹形の乱れを最小限にとどめる範囲で行わなければならない。 3. 中低木移植の施工については2-4-6 中低木移植工の規定による。 4. 樹木運搬の施工については2-4-5 高木移植工の規定による。 5. 中木刈込の施工については、3-4-4 中木刈込工の規定による。 6. 低木刈込の施工については、3-4-5 低木刈込工の規定による。	土木工事共通仕様書（国土交通省）の改定による追加
1-10-5	再生材利用工	1-10-6	工事支障木対策工	1-10-5追加による繰り下げ
第2章	植栽	第2章	植栽	
第6節	公園施設等撤去・移設工	第6節	公園施設等撤去・移設工	
2-6-3	伐採工	2-6-3	樹木伐採・伐根工	
	伐採工の施工については、1-10-4伐採工の規定による。		樹木伐採・伐根工 の施工については、1-10-4 樹木伐採・伐根工 の規定による。	土木工事共通仕様書（国土交通省）の改定による修正
2-6-4	発生材再利用工	2-6-4	発生材再利用工	
	発生材再利用工の施工については、1-10-5発生材再利用工の規定による。		発生材再利用工の施工については、1-10-6発生材再利用工の規定による。	土木工事共通仕様書（国土交通省）の改定による修正
		第3章	緑地育成	土木工事共通仕様書（国土交通省）の改定による修正
第3章	施設整備	第4章	施設整備	第3章追加による繰り下げ
各条文		各条文	(章、節番等の繰り下げ)	第3章追加による繰り下げ
第4章	グラウンド・コート工	第5章	グラウンド・コート工	第3章追加による繰り下げ
各条文		各条文	(章、節番等の繰り下げ)	第3章追加による繰り下げ
第5章	自然育成	第6章	自然育成	第3章追加による繰り下げ
各条文		各条文	(章、節番等の繰り下げ)	第3章追加による繰り下げ

土木工事共通仕様書新旧対照表

編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
5-4-5	<p>林地育成工</p> <p>1. 受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、間伐（択伐）及び皆伐の施工については、伐採の時期が設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。</p> <p>6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景觀上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。</p> <p>9. 受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	6-4-5	<p>林地育成工</p> <p>1. 林地育成工は、主に既存樹林地における樹木及び周辺樹木について施工するものである。</p> <p>2. 受注者は、林地育成工の高木伐採及び伐根の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。</p> <p>3. 高木伐採、抜根、掘取り穴埋戻しの施工については、1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。</p> <p>4. 竹類伐採、竹林伐採、竹林地下茎駆除、竹地下茎除去の施工については、設計図書によるものとし、それ以外は以下の各号の規定による。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 竹伐採は、竹(枯竹を含む)の伐採作業、枝はらい及び切り揃え作業を含むものとする。</p> <p>(2) 竹を切る位置は必ず節止めとしなければならない。</p> <p>(3) 薬剤を使用して竹林地下茎駆除を行う場合は、薬剤の種類、使用量は設計図書によらなければならない。</p> <p>5. 受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景觀上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、倒木処理の施工については、倒木等について、必要に応じて樹幹から枝条を切り払った後、適当な長さに玉切りし、建設発生木材として処分しなければならない。また、搬出する場合には、1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。</p> <p>8. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。</p> <p>9. 受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。</p> <p>10. 受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>絶滅危惧に指定されている、あるいは、それに準ずるような希少種を認めた場合には、下刈りを行わずに速やかに監督員へ報告しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。</p> <p>12. 基本剪定の施工については、3-4-3 高中木整姿工の規定による。</p> <p>13. 整姿剪定の施工については、3-4-3 高中木整姿工の規定による。</p> <p>14. 枝降ろしの施工については、1-10-5 工事支障木対策工の規定による。</p>	<p>土木工事共通仕様書（国土交通省）の改定による修正</p>